

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画

主な実施担当	全 課
防災関係機関等	宮城県、仙南・仙塩広域水道事務所、亶理地区行政事務組合、仙台土木事務所、その他防災関係機関

第1 目 的

災害復旧は、被災した施設をほぼ以前の状態に回復するのに対し、災害復興はその地域の過去の災害の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを目指すものである。

町は、災害の発生によりもたらされる社会の混乱を早期に解消し、民心の安定と社会生活の回復を図るため、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等

1 基本方向の決定

町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況を考慮し、必要に応じ国、県等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強いまちづくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

被災地の復旧・復興については、町が主体となり、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県及び他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

災害発生後の住民生活の安定及び生活環境の整備を効率的かつ効果的に進めるため、必要に応じ災害復旧に関する基本方針及び災害復旧計画を速やかに策定し、実施する。

2 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後、被害程度を十分に調査し、所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。

計画の策定にあたっては、関係機関は連絡調整を図りながら、災害復旧事業期間の短縮

に努める。

災害復旧計画は、主に次のものについて作成する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

イ 河川	ト 道路
ロ 海岸	チ 港湾
ハ 砂防設備	リ 漁港
ニ 林地荒廃防止施設	ヌ 下水道
ホ 地すべり防止施設	ル 公園
ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第118号))

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法(昭和26年法律第193号))

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))

(9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

(1) 町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力のうえ、復旧対策を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。

(2) 町は、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力のうえ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

(3) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。

「災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (10) その他

第4 災害復興計画

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、国・県等と連携を図りながら、被災後速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

災害発生後、復興の必要があるときは、速やかに復興方針を策定する。

県内の複数の町が被災し、県による復興方針が決定されたときは方針の整合を図る。

2 復興計画の策定

- (1) 復興方針に基づき、具体的な復興計画を策定する。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の災害復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

- (2) 県内の複数の町が被災し、県による復興計画が決定されたときは計画の整合を図る。
- (3) 復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティーの回復や再構築に十分配慮する。
- (4) 住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、説明責任を果たすよう努める。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公

共機関等の協力のもと、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置を講じる。

第5 災害復興基金の設立等

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第2節 生活再建支援

主な実施担当	総務課、福祉課、健康推進課、被災者支援課、商工観光課
防災関係機関等	日本赤十字社宮城県支部、住宅金融支援機構東北支店、亘理地区社会福祉協議会、日本郵便(株)(亘理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亘理逢隈郵便局)、東日本電信電話(株)宮城支店、その他防災関係機関

第1 目的

町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、資金の貸付け等さまざまな制度を住民に周知し、積極的な措置を講じる。

第2 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を実施するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに罹災証明書を交付する。

また、被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため被災者台帳を作成する。

第3 被災者台帳

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

第4 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災地の速やかな復興を図り、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を図るものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図る。

その主な内容は次のとおり。

1 適用災害

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、噴火、地滑りその他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市区町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

- (4) (1) 又は (2) の町を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (5) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、(1)～(3)の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- (6) (1) 若しくは (2) の市区町村を含む都道府県又は (3) の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）。

2 対象世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、やむなく解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

3 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、単身世帯の支給額は各該当欄の金額の3/4となる。

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全壊	解体（半壊・敷地被害）	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(財)都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

6 支援金支給手続き

被災者世帯主は、被災住所地の市区町村に支給申請書を提出する。提出を受けた市区町村は、申請書等を確認、取りまとめの上、県へ送付する。

県は、各市区町村から送付された申請書等を確認、取りまとめの上、委託先である(財)都道府県会館へ送付する。送付を受けた(財)都道府県会館は申請書類を審査の上、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

7 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。

8 独自支援措置の検討

町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。

第5 資金の貸付け

1 災害援護資金

町は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。

町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子及び寡婦福祉資金

県は、被災町との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

3 生活福祉資金

福祉課は、社会福祉協議会と協力のうえ、被災者に対する生活福祉資金の貸付制度について広く周知する。

県社会福祉協議会は、被災者に対して生活福祉資金の福祉費により災害を受けたことにより臨時に必要となる経費を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、災害弔意金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害（同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む）や火災等自然災害以外の災害により、住宅や家財道具に被害があったときや、主たる生計の手段である田畑、工場、倉庫等に被害を受けた世帯で、次のいずれにも該当する世帯であること。

- (1) 低所得世帯であること。
- (2) 資金の貸し付けにあわせて必要な支援を受けることにより自立、再建できると認められる世帯であること。
- (3) 必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯、又は他から資金を借入れすることができない世帯であること。

※1 生活福祉資金の福祉費により、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費の貸付限度

資金の目的	貸付上限額	据置期間	償還期限
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内	6月以内	7年以内

4 一般住宅復興資金の確保

都市建設課は、減失家屋の状況を把握し、罹災者に対し融資制度の内容を周知する。

県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ町と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第6 生活保護

生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、県が生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第7 その他救済制度

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

第8 税負担等の軽減

町は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、町は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

2 国民健康保険税の減免の基準

- (1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	1/2	5/10 以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

3 国民健康保険の一部負担金の減免

町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、互理町保険者が基準を定め減免を行う。

4 地方税の減免

町は、被災した住民に対し、地方税・介護保険料・使用料等の納期限の延長、徴収猶予及び減免を、それぞれの減免基準に基づいて行う。

第9 雇用対策

1 公共職業安定所の措置

公共職業安定所長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- (1) 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- (2) 被災者のための特別相談窓口等の設置
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

2 町の措置

町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

第10 相談窓口の設置

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。居住地以外の町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第3節 住宅復旧支援

主な実施担当	復興まちづくり課、都市建設課
防災関係機関等	宮城県、亘理消防本部、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台土木事務所

第1 目的

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

町は、県の設置する住宅被害復旧のための資金確保の支援相談窓口等と協調して、住宅再建のための支援の処置を講じる。

第3 住宅の建設等

町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

1 災害公営住宅の建設等

(1) 災害公営住宅の確保

町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

(2) 災害公営住宅の建設等における指導・支援

知事は、災害公営住宅の建設等を行う町に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、町において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第4 防災集団移転促進事業の活用

町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる。）

2 移転促進区域

(1) 被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害(豪雨、暴風、洪水、高潮その他の異常な自然現象)にかかるもの

(2) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

(1) 国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：3/4)

- イ 住宅団地の用地取得造成
- ロ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助(借入金の利子相当額)
- ハ 住宅団地の公共施設の整備
- ニ 移転促進区域内の宅地等の買い取り
- ホ 住宅団地内の共同作業所等
- ヘ 移転者の住居の移転に対する補助
- ト 事業計画等の策定

(2) 地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

第4節 産業復興の支援

主な実施担当	農林水産課、商工観光課
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

第1 目的

災害により農林漁業者や中小企業者が被害を被ったとき、施設等の復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

第2 中小企業金融対策

振興資金等融通制度の充実を図るとともに、国、政府系金融機関、県、信用保証協会及び町内の金融機関に対し、円滑な災害融資枠の確保と融資及び信用保証を要請する。

また、商工会及び関係機関の協力を得て、被災した中小企業者に対し、所要の指導及び広報を行う。

第3 農業関係

被害を受けた農業者等に対し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和30年法律第136号）（以下「天災法」という。）の活用を図り、低利の経営資金を円滑に融通して、農業経営の維持安定を図る。

農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図り、農地等の災害復旧資金としての土地改良資金の活用や、被災施設の復旧資金としての主務大臣指定施設（災害復旧）等を積極的に導入するよう指導する。

農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度を活用し、資金貸付けを推進する。

第4 林業関係

被害を受けた林業者に対し、天災法の活用を図り、低利の経営資金を円滑に融通し、林業経営の安定を図る。

早期復旧を図るため、農林業金融公庫による融資制度の活用を図り、災害復旧資金としての林道その他林業用共同施設等長期低利資金を積極的に導入するよう指導する。

第5 水産業関係

災害の早期復旧を図るため、被害漁業者の施設（漁船、漁具等）、漁業用資材等の被害について、天災融資法の活用を図るとともに、農林漁業金融公庫の制度金融さらには、宮城県信用漁業協同組合連合会の系統資金の積極的活用を指導するものとする。

第5節 都市基盤の復興対策

主な実施担当	上下水道課、復興まちづくり課、都市建設課
防災関係機関等	宮城県、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台土木事務所、その他防災関係機関

第1 目的

町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、漁港等の主要交通施設及びライフライン等を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強いまちに再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2 防災まちづくり

- 1 町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 2 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、防災まちづくりの方向について、速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 3 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るよう努める。
- 4 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 5 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択枝等の施策情報等を、住民に対し提供する。
- 6 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティーの拠点形成に努める。

第3 想定される計画内容例

1 主要交通施設の整備

道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と、防災集団移転促進事業や災害公営住宅などの整備による災害に強いまちづくりの早期実現

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上

4 防災基盤の整備

河川、海岸、砂防施設等の早期復旧と耐震性の強化、及び避難場所、避難施設の整備と防災公園など防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分

主な実施担当	会計課、被災者支援課、福祉課、企画財政課
防災関係機関等	日本赤十字社宮城県支部、日本郵便(株) (亶理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亶理逢隈郵便局)、宮城県災害義援金募集配分委員会

第1 目的

豪雨、暴風、高潮等の災害が起きたときには、国内、国外から多くの義援金が送られて来ることが予想されるため、善意が生かされるよう、町は受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

第2 受入れ

1 窓口の決定

義援金の受入れ窓口は会計課とし、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 被災者の救援を目的とする義援金の送金のための振込手数料等の免除

日本郵便(株)は災害時において、被災者の救援を目的とする義援金送金のための振込手数料及び郵便料金の免除を実施する。

3 受入れ及び管理

会計課は、送られた義援金を受け取り、配分が決定されるまで保管する。

第3 配分

1 配分委員会

義援金の配分については、県と日赤宮城県支部等が協議のうえ、義援金の受入れ団体および関係機関の代表者からなる「災害義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金の総額、被害状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分を行う。

上記の配分基準に基づき、会計課が被災者へ義援金を交付する。

義援金をどのように使うかは、義援金募集、配分の事務やボランティア活動に要する経費等も勘案のうえ、関係機関と十分協議し、被災者のニーズに応えるとともに、義援金を送ってくれた人の善意が十分生かされるよう努める。

第7節 激甚災害の指定

主な実施担当	総務課
防災関係機関等	宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、 その他防災関係機関

第1 目的

災害の発生により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という）に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努めるとともに、他の関係機関と連携を図りながら公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第2 激甚災害の調査

1 町

町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮しながら、災害状況等を調査して知事に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力する。

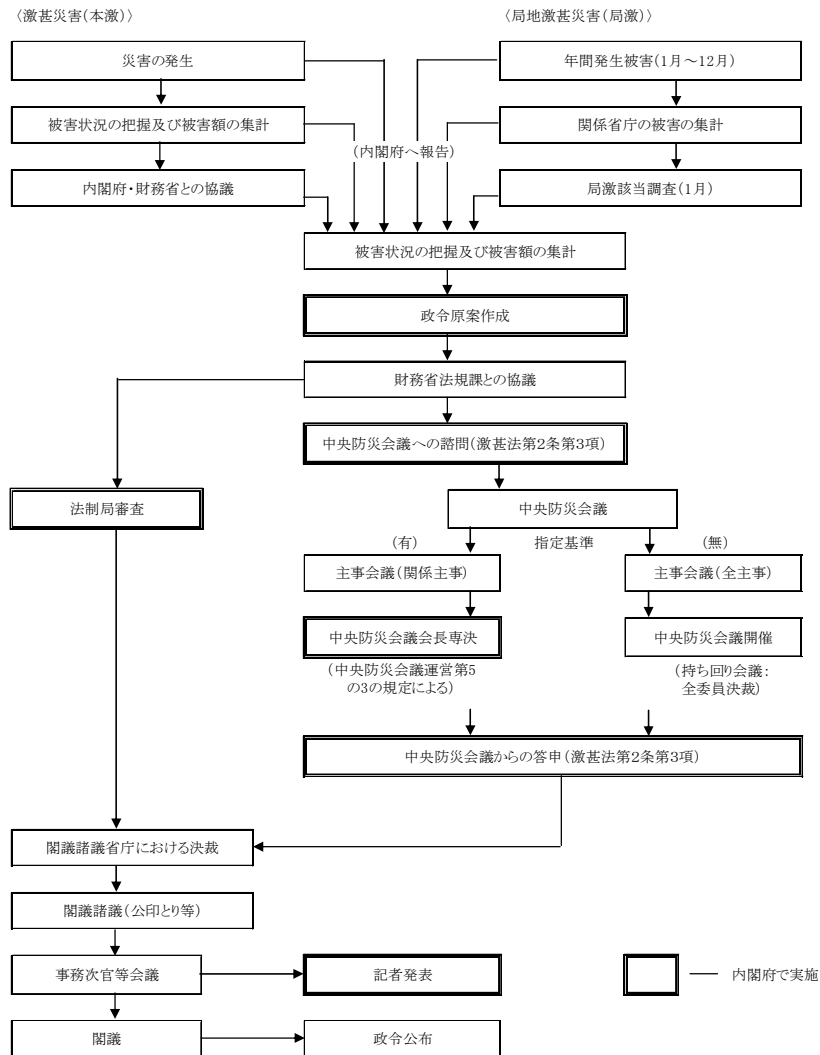
2 県

県は、町の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

第3 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

（参考）国における激甚災害指定事務手続き



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第4 特別財政援助の交付（申請）手続き

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

これを受けた県は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第5 激甚災害指定基準

激甚災害の指定基準は次のとおりである。

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
<p>法第2章第3条、第4条(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の4</p> <p>(B基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の1.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 該当都道府県の当該年度の標準税収入総額</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額 > 当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×0.25</p>
<p>法第5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4</p> <p>(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円</p>
<p>法第6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の要件に該当する災害。ただし、当該施設にかかる被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く</p> <p>1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害</p> <p>2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより、激甚法第8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>法第8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準)</p> <p>農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準)</p> <p>農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該災害にかかる特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>

適用すべき措置基準	激甚災害指定基準
<p>法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ) > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5</p> <p>(B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1</p>
<p>法第12条、13条、15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額(注)×100分の0.2 (注)全国中小企業所得推定額=第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。</p> <p>(B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該被害にかかわる中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>ただし、火災の場合、又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)</p>	<p>激甚法第2条の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設にかかる被害、又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>法第22条(り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B 基準) 次の1、2のいずれかに該当する災害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
<p>法第24条(小災害債にかかる元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p> <p>上記以外の措置</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害にかかる措置については、激甚法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害にかかる措置については激甚法第5条の措置が適用される災害</p> <p>その他、災害発生のつど、被害の実情に応じ個別に考慮</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項規定する地方公共団体以外の者が設置した施設にかかるものについて激甚法第2章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害にかかる地方債について激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害にかかる公共施設災害復旧事業等(激甚法第3条第1項第1号及び第3号～第14号の事業)の査定事業費の額$>$当該市町村の当該年度の標準税込額$\times 1$に該当する市町村(当該査定事業費1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額がおおむね1億円未満を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業にかかる激甚法第5条、第6条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業にかかる地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置</p>	<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害にかかる農地等災害復旧事業(激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業)の査定事業費$>$当該市町村の当該年度の農業所得推定額$\times 100$分の10に該当する市町村(当該査定事業費が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該査定事業費の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>

適用すべき措置	局地激甚災害指定基準
<p>右の町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第11条の2の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害にかかる林業被害見込額(樹木にかかるものに限る。以下同じ。)$>$当該市町村にかかる当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍。ただし、当該林業被害見込額$<$当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額$\times 100$分の0.05の場合を除く。</p> <p>かつ、大火による災害にあつては、当該災害にかかる要復旧見込面積> 300haの市町村、その他の災害にあつては、当該災害にかかる要復旧見込面積$>$当該市町村の私有林面積(人工林にかかるものに限る。)$\times 100$分の25の市町村が1以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする。当該災害復旧資金等にかかる激甚法第12条第13条及び第15条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害にかかる中小企業関係被害額$>$当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額$\times 100$分の10に該当する市町村(当該被害額が1,000万円未満は除外)が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>

第8節 災害対応の検証

主な実施担当	総務課、企画財政課
防災関係機関等	宮城県危機対策課、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。豪雨、暴風、高潮等の災害発生時の応急対策による取組みが、町民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、町民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組みの推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 検証の実施

町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。

なお、検証に当たっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

主な検証項目例

1 情報処理

他自治体などからの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

2 資源管理

業務を実施するために必要な、資源（人員、予算、機材など）の調達等

3 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部・各部班等との業務調整

4 組織間連携

他の各機関（防災関係機関、国、県、協定締結団体など）との調整

5 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

6 広報・相談

町民への広報・相談等

7 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

第3 検証体制

町及び防災関係機関は、災害対策本部（事務局及び各部局等）のほか、災害の規模等に
応じ、町内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立ち上げ
についても検討する。

第4 検証の対象

応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。

- 1 災害対策本部
- 2 防災関係機関
- 3 町 民
- 4 自主防災組織
- 5 支援自治体
- 6 ボランティア団体 など

第5 検証手法

町及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査の
ほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証
言、映像、画像などを収集・分析するなど、災害の規模等に応じた検証を行う。

第6 検証結果の防災対策への反映

町及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等としてとりまとめるほ
か、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実を図り、
様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような態勢や仕組みを構築するよう努める。

また、検証内容により国への働きかけを行うなど、自然災害の最大規模の外力に対して
災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

第7 災害教訓の伝承

町及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検証に当たって収集した災
害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像などのほか、被災の状況、住民生活へ
の影響、社会経済への影響など、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教
育に活用するなど、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを
目的として、的確に伝承するよう努める。